株式会社 Ｗｅｌ－Ｆｉｌｅ

ジョブサポート マーブル (就労継続支援 A 型)
運営規程

（事業の目的）

第1条. 株式会社 Wel－File（以下「事業者」という。）が設置する「ジョブサポート マーブル」（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約の締結等による就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条. 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて就労継続支援A型計画を作成し、これに基づき利用者に対して、指定就労継続支援A型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援A型のサービスを提供する。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等、その他の保健医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

３　前2項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 80 号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条. 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）主たる事業所の名称　ジョブサポート マーブル
　　従たる事業所の名所　ジョブサポート マーブル サテライト

（2）主たる事業所の所在地　新潟市東区古川町 10 番 19 号
　　従たる事業所の所在地　新潟市中央区上所 2 丁目 2 番 2 号 ユニゾンプラザ 1F

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条. 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者　1 人
　　従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）サービス管理責任者　1 人以上

個々の利用者についてのアセスメント、就労継続支援A型計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 職業指導員　常勤 1 人以上（従たる事業所に専従の常勤 1 人以上を配置）

就労継続支援A型計画に基づき、生産活動の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(4) 生活支援員　常勤換算で 1.2 人以上

就労継続支援A型計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

(5) 賃金向上達成指導員　常勤 1 人以上

管理者と相談の上、賃金向上計画（又は経営改善計画）を作成するとともに、利用者がキャリアアップする仕組みを導入し、賃金向上の為、事業所従事者の意識向上および具体的実践を行う中核的な役割を担いつつ適切な支援を行うことに従事する。

(6) 調理員

利用者に提供する食事の調理を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条.　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

① 日曜日・国民の祝日・8 月 13 日・12 月 30～1 月 3 日を除く毎日

② ①に定める休業日であっても、営業日に変更する場合がある。この場合、利用者から、事前に勤務可能の承諾を得た上で変更することとし、変更日に勤務できない利用者の勤務を強いることはない。

(2) 営業時間

午前 8 時 00 分～午後 6 時 30 分とする。

(3) サービス提供時間

午前 8 時 00 分～午後 6 時 30 分とする。

（事業所の利用定員）

第6条. 事業所の利用定員は、20 名とする。

(1) 主たる事業所　ジョブサポート　マーブル　10 名

(2) 従たる事業所　ジョブサポート　マーブル　サテライト　10 名

（指定就労継続支援 A 型の内容及び手続の説明並びに同意）

第7条.　事業所で行う指定就労継続支援 A 型の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援A型計画の作成

(2) 生産活動の機会の提供

(3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

(4) 健康管理

(5) 食事の提供

(6) 施設外（実習）支援の実施

(7) 企業実習等への支援

(8) 施設外就労の実施

(9) 求職活動の支援及び求人の開拓

(10) 就職後の職業生活における相談等の支援

（11）相談及び助言等

2 事業者は、指定就労継続支援A型の提供の開始に際して、あらかじめ、支給決定障害者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の支給決定障害者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により同意を得るものとする。

（就労継続支援A型計画の作成等）

第8条. サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、就労継続支援A型計画を作成する。

（支給決定障害者から受領する費用及びその額）

第9条. 指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額(基準条例第 2 条第 12 号に規定する利用者負担額をいう。)の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条 第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受けるほか、指定就労継続支援A型において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

（1）食事提供に要する費用、1食につき 450 円（おかず 350 円、ご飯 100 円）を支払うこととする。ただし、食事提供加算を受給する利用者については、差し引いた金額のみを徴収する。

支払い方法については、賃金又は、工賃からの天引きとする。

（2）日用品費 実費

（3）その他の日常生活においても、通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービス提供については、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

（生産活動）

第10条. 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、

利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行う。

（指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る））

第11条. 事業所で行う指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る）は、次のとおりとする。

（1）食品の製造・販売（店舗販売・配達・店舗外販売）
（2）雑貨の製造・販売
（3）飲食店における調理
（4）飲食店における接客
（5）農作物の生産・加工・販売
（6）経理事務・一般事務
（7）事業所内での、委託品の軽作業（箱組み立て・生活雑貨の検品等）

（雇用契約の締結）

第12条. 事業者は利用者と特段の理由のない限り新潟県最低賃金以上の時給で、雇用契約を結ぶものとする。

（賃金の支払い及び労働時間）

第13条. 事業者は、働いた時間数×時給（雇用契約に基づく）を、毎月月末締め翌月 10 日に賃金を支払うものとする。（但し、10 日が金融機関の営業日外となる場合は、支払いはその直近の営業日とする。なお、時給は、新潟県最低賃金以上とする。

2 利用者の1日の労働時間は 3～6 時間とする。

（訓練）

第14条. 事業者は、利用者の心身の状況、その有する能力及び利用者の希望をする就労の状況に応じ、利用者の就労支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行うものとする。

（在宅支援）

第15条. 事業者は、在宅支援を希望される利用者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる場合、在宅に適した生産活動、支援プログラムにより、就労継続支援A型を提供する。

2 在宅支援を行う場合には、利用者に対し、1 日 2 回の助言、進捗状況の確認、日報の作成、または、作業活動、訓練等の内容等に応じ、1 日 2 回を超えた対応を行うこととする。（訪問・通所・PC・電話にて確認をする。）

3 在宅支援を行う場合、緊急時の対応が行えることとする。

4 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保する。

5 事業所職員の訪問または、利用者の通所により評価等を1週間につき1回は行うこととする。

6 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において、訓練目標の達

成度の評価等を行うこととする。

（施設外支援）

第16条. 事業者は、職場実習、求職活動等の施設外支援を実施する。

（職場実習の実施）

第17条. 事業者は、利用者が就労継続支援A型計画に沿って実習できるよう、実習受入先の確保に努める。

2　事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して利用者の就労に対する適性及び要望に応じた職種、実習の受入先の確保に努める。

（求職活動の支援の実施）

第18条. 事業者は、公共職業安定所での求職登録等利用者が行う求職活動の支援に努める。

2　事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び障害者職業センターの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職業開拓に努める。

（施設外就労）

第19条. 事業者は、利用者の一般就労への移行や工賃の引き上げを図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労を実施する。

（職場定着のための支援の実施）

第20条. 事業者は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6カ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

（相談及び援助）

第21条. 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（食事）

第22条. 事業者は、食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得る。

（健康管理等）

第23条. 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、事業所の従業者による健康管理を行う。

（通常の事業の実施地域）

第24条. 通常の事業の実施地域は、新潟市内とする。

2　通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第25条. サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

（1）利用者が外出する場合は、事前に事業者に届け出るものとする。
（2）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。
（3）利用者は共有設備についてモラルをもって使用するものとする。
（4）利用者は器具その他備品を大切に使用するものとする。
（5）利用者は事業所の整理整頓に努め、常に清潔を保つものとする。
（6）利用者は服装などの身だしなみは、常に清潔を保つことを基本とするものとする。
（7）利用者は他の利用者、従業者の人格や尊厳を傷つけるような言動を行ってはならないものとする。
（8）利用者は、作業の怠慢及び事業所の風紀、秩序を乱す行為をしてはならないものとする。
（9）利用者は事業所及び施設外就労先において、政治活動、宗教活動その他の勧誘行為をしてはならないものとする。
（10）利用者は事業所及び施設外就労先において口論、けんか、その他のトラブルを起こさないよう万全を期すものとする。

（緊急時等における対応方法）
第26条. 従業者は、現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

（非常災害対策）
第27条. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。

（事故発生時の対応）
第28条. 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに新潟市及び利用者の支給決定を行っている市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（事業の主たる対象者とする障害の種類）
第29条. 事業所において就労継続支援A型を提供する主たる対象者を特定しないものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第30条. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
（2）成年後見制度の利用支援
（3）苦情解決体制の整備
（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（5）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する

（身体拘束の禁止）

第31条. 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当って、利用者又は、他の利用者の生命、身体を保護するために、緊急をやむ得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむ得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに、緊急をやむ得ない理由、その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を、従業者に周知する。

（提供拒否の禁止）

第32条. 事業者は、正当な理由なく、指定就労継続支援A型の提供を拒んではならない。

（苦情解決）

第33条. 事業者は、その提供した就労継続支援A型に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力する。

（契約支給量の報告等）

第34条. 事業者は、指定就労継続支援A型を提供するときは、当該指定就労継続支援の内容、利用者に提供することを契約した指定就労継続支援の量（以下「契約支給量」という。）を当該利用者の受給者証に記載する。
契約支給量の総量は当該利用者の支給量の範囲内で定める。

2 事業者は、指定就労継続支援A型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

（連絡調整に対する協力）

第35条. 事業者は、指定就労継続支援A型の利用について、市町村又は一般相談支援事業若し

くは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第36条. 事業者は、第 24 条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定就労継続支援A型事業を提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に適当な他の障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認）

第37条. 事業者は、指定就労継続支援A型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確認する。

（訓練等給付費の支給の申請に係る支援）

第38条. 事業者は、就労継続支援A型事業に係る支給決定を受けていない者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な支援を行う。

（心身の状況等の把握）

第39条. 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認する。

（サービス提供の記録）

第40条. 事業者は、指定就労継続支援A型を提供したときは、当該指定就労継続支援A型の提供日、内容、その他必要な事項を指定就労継続支援A型の提供の都度記録し、利用者から指定就労継続支援A型を提供したことについて確認を受ける。

（利用者負担額等に係る管理）

第41条. 事業者は、利用者等の依頼を受けて、利用者等が同一の月に指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者等が当該同一の月に受けた指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、利用者負担額合計額が負担上限月額を超えるときは、事業者は、当該指定就労継続支援A型の利用状況を確認の上、文書にて利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に文書で通知する。

（訓練等給付費の額に係る通知等）

第42条. 事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援A型に係る給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る給付費の額を文書で通知する。

2　事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型に係る費用の支払を受けた場

合は、その提供した指定就労継続支援A型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対し交付する。

（就職状況の報告）

第43条. 事業者は、就労継続支援A型利用者のうち前年度に就職した者の数、その他の就職に関する状況を市に報告する。

（利用者に関する市町村への通知）

第44条. 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

（1）正当な理由なく指定就労継続支援A型の利用に関する指示に従わないことにより障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

（2）偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第45条. 事業者は、利用者に対し適切な指定就労継続支援A型を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

（1）採用時研修　採用後1月以内

（2）継続研修　年１回

（3）その他必要とする研修

（定員の遵守）

第46条. 事業者は、利用定員を超えて指定就労継続支援A型の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第47条. 事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の衛生・安全管理を適正に行う。

2 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

3 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

（協力医療機関等）

第48条. 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を次のように定める。

協力医療機関　山の下クリニック

住　　所　新潟市東区長者町 5-5

電　　話　025-273-3535

（掲示）

第49条. 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医

療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（機密保持等）

第50条. 事業所の従業者は、業務上知り得た機密を保持する。

2 従業者は、業務上知り得た機密を外部に漏えいせず、従業者でなくなった後においてもこれらの機密を保持すべき旨を雇用時に誓約する。

3 事業者は、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得る。

（職場におけるハラスメントの防止）

第51条. 事業者は、適切な指定就労継続支援 A 型の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第52条. 事業者は、感染症や非常災害の発生時、利用者に対する指定就労継続支援 A 型を継続的に実施するため、非常時の体制で、早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第53条. 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（情報の提供・広告）

第54条. 事業者は、指定就労継続支援 A 型を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業者が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大でないものにする。

（利益供与等の禁止）

第55条. 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（地域との連携）

第56条. 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（会計の区分）

第57条. 事業者は、指定就労継続支援A型事業所と他事業との部門別に会計を区分する。

（記録の整備）

第58条. 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、利用者に対する指定就労支援A型の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援A型を提供した日から5年間保存する。

（1）第 8 条に規定する就労継続支援A型計画
（2）第 28 条に規定する事故の状況及び処置についての記録
（3）第 31 条に規定する身体拘束等に係る記録
（4）第 33 条に規定する苦情の内容の記録
（5）第 40 条に規定する提供したサービス内容の記録
（6）第 44 条に規定する市町村への通知に係る記録

附 則 この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。（第 5 条 改定）
この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。（第 5 条 改定）
この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。（第 3 条・第 4 条・第 6 条・第 11 条 改定）
この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。（第 6 条 改定）